

○ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準(第一条―第七条)</p> <p>第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準(第八条・第九条)</p> <p>第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(第十条―第十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))を有する建築物をいう。以下同じ。))を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。次イ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準(第一条―第七条)</p> <p>第二章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(第八条―第十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準 (建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第二条第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))を有する建築物をいう。以下同じ。))を除く。第八条第一号において「非住宅建築物」という。次イ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる</p>

方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。第十条第二号において「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ・ロ (略)

方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。第八条第二号において「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。  
(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の内の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、

小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下(1)において同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)において同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル一度につ きワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	一
二	〇・四六	一
三	〇・五六	一
四	〇・七五	一
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	一	三・二

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
- (1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一

三 (略)

2 (略)

(非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量)

第二条 前条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。  
(式略)

2 (略)

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第三条 第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費

次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか(法第十一条第一項に規定する特定建築物(法附則第三条第一項に規定する特定増改築を除く。)に係る建築物にあつては、イ)に適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量)

第二条 前条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。  
(式略)

2 (略)

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第三条 第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の基準一次エネルギー

量及び同号口の一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

2 (略)

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の

ギョ消費量及び同号口に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

2 (略)

(住宅部分の設計一次エネルギー消費量)

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項に規定する単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

2 (略)

3 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び

単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

（式略）

2 （略）

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第六条 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第七条 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー

消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設

第三項に規定する単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

（式略）

2 （略）

3 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第六条 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第七条 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

備に関する基準

(住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 住宅事業建築主が平成三十二年以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。

二 住宅事業建築主が各年度に新築する一戸建ての住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。)の合計を超えないこと。

(住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量)

第九条 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅事業建築主が平成三十一年度までに新築する一戸建ての住宅  
次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

(新設)

(新設)

$E_{ST}$  住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきガジュール）

$E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

二 住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅  
次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端  
数があるときは、これを切り上げる。）

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため  
に誘導すべき基準

（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべ  
き基準）

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定め  
る基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号

第二章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のため  
に誘導すべき基準

（建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべ  
き基準）

第八条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定め  
る基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ（略）

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) 第一条第一項第一号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)において「工場等」という。）の用途に供する場合にあつては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ（略）

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) 第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

ロ 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

(1) 非住宅部分が第一条第一項第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。

(2) 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) 非住宅部分が第一号イに適合すること。

(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

第十一条 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十二条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量

イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

ロ 第一条第一項第二号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

(1) 非住宅部分が第一条第一項第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。

(2) 第一条第一項第三号ロ(1)に規定する複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) 非住宅部分が第一号イに適合すること。

(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

第九条 前条第一号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)に規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十条 第八条第二号ロに規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量

(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(式略)

2 第十条第二号口の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

3 前条の規定は、前項の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量に

消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項に規定する単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_M) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量(単位一年につきギガジュール)
- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)
- $E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位一年につきメガジュール)

2 第八条第二号口に規定する住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。)は、単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

3 前条の規定は、前項に規定する共用部分の誘導基準一次エネルギー

こゝで準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とすべし。

(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第十一条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

#### 附則

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第三条及び第十一条の規定を適用する場合には、当分の間、第二条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、第十一条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とすべし。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

#### 第四条 (略)

2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条

消費量こゝで準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とすべし。

(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十一条 第八条第三号ロ(2)に規定する複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第九条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

#### 附則

第三条 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第三条及び第九条の規定を適用する場合には、当分の間、第三条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」と、第九条中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とある處は「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とすべし。

2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第八条第一号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

#### 第四条 (略)

2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条

及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。」と、第十二条第一項中「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第三項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。」と、 $Q^{\circ}$ 。」

3 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十条第二号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

別表（第十条関係）

（表略）

及び第十条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。」と、第十条第一項中「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第三項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。」と、 $Q^{\circ}$ 。」

3 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第八条第二号の規定を適用する場合には、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

別表（第八条関係）

（表略）

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（附則第2項関係）

改 正 後	改 正 前
<p>様式第三十三（第二十三条第一項関係）（日本工業規格A列4番）</p> <p>（第一面） （略） （第二面） （略） （第三面）</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項</p> <p>[建築物に関する事項]</p> <p>（略）</p> <p><b>【14. 建築物のエネルギー消費性能】</b></p> <p>1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準</p> <p>年間熱負荷係数 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) (基準値)</p>	<p><del>様式第一</del>（<del>第一条</del>関係）（日本工業規格A列4番）</p> <p>（第一面） （第三面）</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画</p> <p>1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項</p> <p>[建築物に関する事項]</p> <p>（略）</p> <p><b>【14. 建築物のエネルギー消費性能】</b></p> <p>1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分</p> <p><input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第8条第1号イ(2)の基準</p> <p>年間熱負荷係数 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) (基準値)</p>

<p>B P I ( ) )</p> <p>□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) )</p> <p>□基準対象外</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 一次エネルギー消費量に関する事項</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □<u>基準省令第10条第1号イ(1)の基準</u> □<u>基準省令第10条第1号イ(2)の基準</u></p> <p>年間熱負荷係数 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) )</p> <p>B P I ( ) )</p> <p>□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) )</p> <p>□基準対象外</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第四面) (略)</p> <p>(第五面) (略)</p> <p>(第六面) (略)</p>	<p>B P I ( ) )</p> <p>□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) )</p> <p>□基準対象外</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 一次エネルギー消費量に関する事項</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □<u>基準省令第8条第1号イ(1)の基準</u> □<u>基準省令第8条第1号イ(2)の基準</u></p> <p>年間熱負荷係数 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) (基準値 MJ/ (m<sup>2</sup>・年) )</p> <p>B P I ( ) )</p> <p>□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) )</p> <p>□基準対象外</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第四面) (略)</p> <p>(第五面) (略)</p> <p>(第六面) (略)</p>
---	---

(注意)

1～3 (略)

4. 第三面関係

①～⑥ (略)

⑦ 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「

基準省令第10条第1号イ(1)の基準」、「基準省令第10条第1号イ

(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。B P Iについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(3)・(4) (略)

「2. 外一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1)申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であつ

(注意)

1～3 (略)

4. 第三面関係

①～⑥ (略)

⑦ 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1) (略)

(2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「

基準省令第8条第1号イ(1)の基準」、「基準省令第8条第1号イ

(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。B P Iについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(3)・(4) (略)

「2. 外一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1)申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であつ

<p>て、<u>基準省令第10条</u>第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。</p> <p>請に係る建築物が複合建築物であつて、<u>基準省令第10条</u>第3号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上（「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）、複合建築物全体について「(3)複合建築物」に記載してください。</p> <p>(2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「<u>基準省令第10条</u>第1号ロ(1)の基準」、<u>「基準省令第10条</u>第1号ロ(2)の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。B P Iについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p><u>5～7</u> (略)</p>	<p>て、<u>基準省令第8条</u>第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。</p> <p>請に係る建築物が複合建築物であつて、<u>基準省令第8条</u>第3号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上（「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）、複合建築物全体について「(3)複合建築物」に記載してください。</p> <p>(2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「<u>基準省令第8条</u>第1号ロ(1)の基準」、<u>「基準省令第8条</u>第1号ロ(2)の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。B P Iについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p><u>5～7</u> (略)</p>
--	--

